

志佐川内水面振興協力金納付要領

(目 的)

第1条 この要領は、志佐川内水面振興協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定及び志佐川内水面振興協議会採捕規程（以下「採捕規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、採捕者の協力金の額及び納付の方法について定めるものとする。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は次のとおりとする。ただし、採捕者が高校生以下のときは無料、肢体不自由のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア 水産動物	1日間	1年間（採捕期間）
あ ゆ	1,000円	3,000円
は や	500円	1,500円
こ い		
ふ な		
う な ぎ		
も く ず が に		1かご 1,000円

(協力金の納付)

第3条 協力金は、協議会事務局（松浦市役所）、又は以下に掲げる方法により納付するものとする。

(1) 協力事業所の窓口

一般社団法人まつうら観光物産協会 住所：松浦市志佐町浦免1038番地3

(松浦鉄道 松浦駅舎内)

(2) 口座振込

(協力金の返還)

第4条 採捕者が採捕規程第9条の規定により水産動物の採捕の中止を命じられた場合、既に納付された協力金の返還は行わないものとする。

(附 則)

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

(附 則)

第3条（協力金の納付）の改正後の規定は、平成30年5月22日から適用する。

(※改正内容 「山口米穀店 住所：松浦市志佐町笛吹免 8 4 8 番地 1」の削除)

(附 則)

第 3 条 (協力金の納付) の改正後の規定は、令和 4 年 5 月 3 1 日から適用する。

(※改正内容 「口座振込による納付」の追加。「古賀家具店 住所：松浦市志佐町浦免 1 7 9 7 番地」の削除)

(附 則)

第 3 条 (協力金の納付) の改正後の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

(※改正内容 第 3 条の文章表現の修正、「(1) 協力事業所の窓口 一般社団法人まつうら観光物産協会 住所：松浦市志佐町浦免 1038 番地 3 (松浦鉄道 松浦駅舎内)」、「(2) 口座振込」の追加。)